

広島県公安委員会告示第 27 号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「規則」という。）第 6 条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第 9 条第 1 項の規定により告示する。

令和 4 年 4 月 25 日

広島県公安委員会

委員長 田 中 秀 和

検定 番号	検 定 の 有 効 期 間	遊技機の 種 類	型 式 名	申 請 者 名 (住 所)	製造業者名 (住 所)
1 S16 64	告示の日 (令和 4 年 4 月 25 日)から 3 年間	回胴式遊 技機	S/ニューゲッ ターマウス/CG	株式会社エレコ 代表取締役 田中 敬幸 (東京都江東区有明三丁目 7 番 26 号有明フロンティア ビル A 棟)	左同